

報告第4号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月10日提出

澁川市長 高 木 勉

## 専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和7年2月13日午前10時ごろ、渋川市石原6番地1 渋川市役所第二庁舎屋上駐車場において、建設交通部土木維持課職員が公用車（群馬501そ4300）に乗車する際、開けたドアが強風にあおられ、隣に駐車していた[REDACTED]氏の使用する普通乗用車（[REDACTED]所有者東京都千代田区麹町5丁目2番地1 株式会社オリエントコーポレーション）の左側面に接触し、破損させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和7年5月8日

渋川市長 高 木 勉

### 1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉  
乙 [REDACTED]

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費144,468円、レンタカー代264,000円、総額408,468円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

### 2 損害賠償額

408,468円